

非常事態の対応 もしもの時は？

非常事態が起きたときに、本校では以下のように対処します。

	東海地震警戒宣言発令	大地震発生	風水害（人為的行為）
登校中	<ol style="list-style-type: none"> 登校中はそのまま登校し、学校で待機。 警戒宣言が発令された時点で、<u>家庭への連絡が伝達されなくても自動的に保護者等による児童引き取りとする。</u> 引き取りに来られない児童は、一時学校で保護。 ※教師は通学路パトロール実施。 	<ol style="list-style-type: none"> ゆれが収まるまで近くの空き地などに一時避難。 ゆれが収まったら道路や建物樹木等に注意し広い道を通り、集団登校する。 <u>市内で震度5強以上の地震が発生した場合は、家庭への連絡が伝達されなくても自動的に保護者等による児童引き取りとする。</u> 引き取りに来られない児童は一時学校で保護する。 ※教師による通学路パトロールの実施。 	<ol style="list-style-type: none"> 台風の進路や規模危険度を判断し、前日あるいは当日登校前にグループメールで連絡する。 ※登校途中の判断はなし。 
登校後・在校中	<ol style="list-style-type: none"> 警戒宣言が発令された時点で保護。家庭への連絡が伝達されなくても自動的に保護者等による引き取りとする。 引き取りに来られない児童は、一時学校で保護。 	<ol style="list-style-type: none"> 避難訓練通り、校内で避難。 <u>市内で震度5強以上の地震が発生した場合は、家庭への連絡が伝達されなくても自動的に保護者等による引き取りとする。</u> 引き取りに来られない児童は一時学校で保護。 	<ol style="list-style-type: none"> 風水害に関わる警報（特別警報を含む）が2つ以上発令された場合や人為的行為により被害が出た場合は集団下校または保護者による児童引き取りとする。グループメールで連絡する。 引き取りに来られない児童は一時学校で保護。
下校中	<ol style="list-style-type: none"> 家か学校どちらか近い方に避難する。 <ul style="list-style-type: none"> ①保護者が自宅にいる場合は自宅に帰る。 ②保護者が自宅にいない場合は注意して学校に戻るか、代理人の家に行く。 ③どちらかはっきりしない場合は注意して学校に戻る。 警戒宣言が発令された時点で家庭への連絡が伝達されなくても自動的に保護者等による児童引き取りとする。 引き取りに来られない児童は、一時学校で保護。 	<ol style="list-style-type: none"> ゆれが収まるまで近くの空き地に一時避難する。 ゆれが収まったら道路や建物樹木等に注意し、広い道を通り家か学校どちらか近い方に避難する。 <ul style="list-style-type: none"> ①保護者が自宅にいる場合は自宅に帰る。 ②保護者が自宅にいない場合は注意して学校に戻るか、代理人の家に行く。 ③どちらかはっきりしない場合には注意して学校に戻る。 <u>市内で震度5強以上の地震が発生した場合は家庭への連絡が伝達されなくても自動的に保護者等による児童引き取りとする。</u> 引き取りに来られない児童は一時学校で保護する。 	<ol style="list-style-type: none"> 台風の進路や規模、危険度、保護者の家庭在宅状況、保護者不在家庭児童の引き受け代理人等を調査・判断し、集団下校する。 ※集団下校の決定については事前に、グループメールで連絡する。 ※下校途中の判断はなし。 
在宅	<ol style="list-style-type: none"> 自宅で待機する。 	<ol style="list-style-type: none"> 自宅で待機する。 	<ol style="list-style-type: none"> 暴風雨・大雨・洪水・強風・大雪等、2つ以上の警報が出た場合は、学校の指示があるまで自宅で待機する。
家庭の動き	<ol style="list-style-type: none"> テレビやラジオ、ひばり放送などにより状況把握する。 警戒宣言が発令された時点で、保護者または代理人が児童の引き取りを行う。 即刻の引き取りが不可能な場合は、なるべく早く引き取りを行う。 	<ol style="list-style-type: none"> テレビやラジオ、ひばり放送により状況把握する。 <u>市内で震度5強以上の地震が発生した場合は、保護者または代理人が児童の引き取りを行う。</u> 即刻の引き取り不可能な場合は、なるべく早く引き取りを行う。 	<ol style="list-style-type: none"> <u>通学路の被害、人為的行為による人身への被害が出た場合は、保護者または代理人が児童の引き取りを行う。</u> 即刻の引き取り不可能な場合は、なるべく早く引き取りを行う。 
備考	<ul style="list-style-type: none"> ■緊急時を想定した引き渡し訓練は、保護者または代理人が引き取りを行う。 ■即刻児童を引き取れない場合は、できるだけ早く引き取れるよう努める。 ■在宅中の災害等に対する判断は、保護者の責任で行う。 ■災害情報や不審者情報などによる緊急対応情報は、停電などの被害がない限りグループメールで連絡する。 		

※上記以外の不測の事態が起こった場合は、市教委、警察などの関係機関と連絡を取り合いながら対処いたします。